

裁判員経験者の意見交換会議事録

日 時 平成27年5月21日(木)午後2時00分から午後4時00分まで
場 所 徳島地方裁判所会議室(2階)

参加者等

司会者 田 村 眞(徳島地方裁判所長)
裁判官 荒 井 智 也(徳島地方裁判所刑事部判事補)
検察官 高 山 慶(徳島地方検察庁検事)
弁護士 久 米 一 義(徳島弁護士会所属弁護士)
裁判員経験者1番 40代 女性 (以下「1番」と略記)
裁判員経験者2番 70代 女性 (以下「2番」と略記)
裁判員経験者3番 50代 男性 (以下「3番」と略記)
裁判員経験者4番 30代 女性 (以下「4番」と略記)
裁判員経験者5番 30代 女性 (以下「5番」と略記)
裁判員経験者6番 50代 男性 (以下「6番」と略記)
裁判員経験者7番 50代 男性 (以下「7番」と略記)
(司法記者クラブ記者 8名)

議 事

司会者

本日はお忙しい中、裁判員経験者の意見交換会にお集まりいただきましてありがとうございます。私は、本日、司会を務めます徳島地方裁判所長の田村です。よろしく申し上げます。

私は、平成21年5月に裁判員制度が始まってから今年2月に徳島地方裁判所に着任する直前まで、横浜地裁などで裁判長として裁判員裁判に関わり、合計65人の被告人の事件を担当しました。担当した事件の中には、死刑が求刑された

ものが2件ありました。また、それまで前例のなかった危険運転致死幫助の事件もありました。その事件では、裁判員の方々と粘り強く様々な角度から検討を重ね、結論に達しました。

さて、裁判員制度は、本日で施行から丸6年を迎えます。その記念となる日に、裁判員経験者の皆様から率直な御意見を伺い、今後の裁判員裁判の運用改善に役立てていきたいと考えております。是非率直な御意見を述べていただきと思ひます。

それでは、本日御参加の裁判官、検察官、弁護士の方々から、自己紹介をしていただきたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

裁判官

徳島地方裁判所刑事部裁判官の荒井でございます。本日御参加の7名の裁判員経験者の皆様とは御一緒に裁判員裁判を担当させていただきました。裁判員を経験されて一定期間経ったこの段階で、当時の思い出やお感じになっていることなど、改めて思い起こして裁判員裁判についていろいろ御感想、御意見をお聞かせください。どうぞよろしくお願ひいたします。

検察官

徳島地方検察庁検事の高山でございます。徳島に赴任して裁判員裁判を担当して2年になります。本日は皆様からいろいろな御意見をいただき、今後の裁判員裁判に活かし、改善していきたいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

弁護士

徳島弁護士会所属の弁護士の久米でございます。刑事弁護委員会副委員長ということで本日参加させていただいております。本日は貴重な御意見をいただき、今後の弁護活動に活かしていきたいと考えていますので、よろしくお願ひいたします。

司会者

それでは、裁判員裁判を経験された皆様から、自己紹介を兼ねて、担当した事件や全般的な感想について、お話していただきたいと思います。

1 番

強姦致傷事件を担当しました。争点は怪我が強姦致傷の傷害に当たるかということでした。被告人は、自分のした行為は全面的に認めていました。裁判の手順、流れがよく分かりました。選任手続から公判までの期間は4日間でした。精神的にストレスもなく、参加して良かったと思います。

2 番

放火と窃盗の事件を担当しました。捜査機関で窃盗の取調べを受けているときに放火を自供した事件です。被告人は、放火の犯行時に未成年であり、家庭環境が良くありませんでした。裁判は4日間で、執行猶予5年という判決になりました。裁判で言われていたことはよく分かりました。執行猶予になった被告人が、現在どういう生活をしているのか気になっています。

3 番

タクシーでの強盗致傷、銃刀法違反の事件でした。被告人は当初から認めていて、どのくらいの量刑にするかという事件でした。私は、平成21年の前から、会社の方で裁判員裁判の講習会のようなものに関わっていました。実際に裁判員裁判に参加してみて、想像以上に裁判がスムーズに運営されるのだなという実感を持ちました。

4 番

住居侵入と強盗致傷の事件でした。強盗になるのか否かが争点でした。いろいろな方の意見を聞いて、様々な事案を見て、みんなで勉強して、普段新聞で見るようなガチガチの裁判ではなくて、分かりやすく、優しい感じで物事が進んでいったと思います。段取りも分かりやすく、説明もプリントを用意していただいて、良かったです。

5 番

4番の方と同じ事件を担当しました。争いの内容が被告人と被害者の二人だけの間で起こったことなので、事実の見極めが大変だと思いました。みんなで話し合って出した結果には満足しています。被害者の人はこういう被害にあって不安だったと思います。現在は元の生活に戻っているのか気になります。

6番

4番及び5番の方と同じ事件を担当しました。感想は、裁判所、検察官及び弁護士とも裁判員裁判の準備を非常によくされていて、裁判がスムーズに進行したと思います。ただ、仕事を休まなければならないという負担を考えると、裁判員の参加する事件を絞るべきではないかと思います。争われている事件に絞って裁判員裁判にすればいいのかなと感じています。

7番

平成26年1月に隣のアパートに放火したのと、同年6月及び7月に2回コンビニで万引きをしたという事件を担当しました。被告人は、万引きの取調中に放火の方を白状しています。弁護側は放火について自首が成立する、検察側は自首ではないとそれぞれ主張しており、そういう争点でした。

被告人は40代の女性の方で、生活保護を受けて生活していながら、お酒、たばこ、パチンコもやっていました。病院通いで精神的なこともあって、懲役3年、執行猶予5年になりました。裁判が終わった時点でお金を一円も持っていませんでしたが、お金を借りられるところがあると聞いて安心しました。その後、更生できているのか気になるところです。

司会者

冒頭陳述とは、証拠調べの最初に行われた、証拠によって証明しようとする事実を述べたものです。検察官や弁護人の冒頭陳述は、よく理解することができましたか。

2番

よく分かったと思います。

3 番

特に疑問に思ったことはありません。

4 番

分かりやすくプリントでまとめてくれていて、重要なところは色塗りされていて、思っていたよりも分かりやすく、良かったです。

5 番

争点があっさりしている事件だったのですが、すごく分かりやすかったです。

6 番

分かりやすかったと思います。

7 番

私も分かりやすかったと思います。特に検察官の分は色分けされていて分かりやすかったです。

1 番

分かりやすかったです。

2 番

特に検察官の説明がよく分かりました。放火の故意，窃盗関係の自首について，冒頭陳述はよく分かりました。

司会者

証拠調べについてです。公判での証拠調べを見たり，聞いたりしてただけで，証拠の内容は十分に理解することができましたか。また，被告人や関係者の話をまとめた書面である供述調書の朗読は，よく分かりましたか。

3 番

裁判から時間が経ってしまい，よく覚えていないところはあるのですが，罪を認めている事件で，分かりにくいと思ったことは一度もなかったもので，問題はなかったと思います。

4 番

書面の朗読の関係で分かりにくいところがあったのですが、それは、事実経過の時系列が分かりにくかったり、被告人の話と被害者の話にずれた面があったりしたからだと思います。法廷でのやり取りの後、評議室で裁判官にホワイトボードに書いていただいたりして、おさらいしてよく理解できました。

5 番

書面だけだと分かりづらいところはありませんでした。弁護人や検察官の話だけでは分からず、評議室で裁判官から話を聞いた結果、これはこういう意味で書いてあるのかと、ようやく分かったところはありませんでした。写真だと、後で見返すことができなかったので、分かりにくい面があったと思います。

6 番

あまり記憶にありません。

7 番

関係者の話をまとめた書面はよく分かりました。検察官側は、色分け、箇条書きで公判中によく分かりました。被告人側はただ読むだけだったと思います。

1 番

話は分かりやすかったと思います。

2 番

書面の読み上げはよく分かったと思います。

司会者

皆さんには、供述調書とそれ以外の書面との区別がイメージしにくいので、私の質問の意味が分かりにくかったかもしれませんね。質問の趣旨を取り違えて、答えられていた方もおられたようです。申し訳ありません。ところで、法廷での証人や被告人に対する質問や答えは、よく分かりましたか。

5 番

証人、被害者とも言ってることに矛盾もなく分かりやすかったです。

6 番

具体的には憶えてないのですが、被害者と被告人の言っていることが合わないことがあって、質問で引き出していくのですが、最後まで合わなかったということがありました。どちらの言っていることが本当なのか、そういうところが分かりにくい点でした。しかし、評議室に帰ってから議論して、法廷では補充質問が活発にできました。

7 番

大体、分かりやすく、よく理解できました。

1 番

女性の検察官が熱い思いで、感情移入というか、質問して、被害者を診察したお医者さんが急に怒りだしたことがあって、びっくりしました。でも、検察官の思い入れが感じられ、分かりやすかったです。

2 番

よく分かったと思います。

3 番

内容的には、聞いていて理解できるものでした。

4 番

分かりにくいところがありました。分かりにくいというのは、証人と被告人の言い分が食い違って心証が取れないという意味です。分かりにくいところについては、評議室で、裁判員や裁判官のいろんな意見を聞いて、例えば物語として見た場合、こういう方が自然だとかいろんな話ができたり、分かりやすく教えていただいたりして、最後には分かりやすくなりました。

司会者

供述調書という話をまとめた書面を法廷で朗読するということと、直に法廷で話を聞くということとどちらが分かりやすかったですか。

7 番

直接話を聞いた方が話している態度とかが分かるので、分かりやすかったです。

1 番

直接聞く方が、臨場感があって分かりやすかったです。

2 番

いろんな角度から書かれた書面が出されました。書面に書いてくれている方が分かりやすかったです。

3 番

書面は見返すことができるので、その点で有利です。法廷で直接聞くのはその場で話している人に確かめることができますし、どちらがいいとは言えないです。

4 番

直接法廷で態度が見られるのがいいです。

5 番

直接話を聞く方が感情移入してより深く気持ちを持っていけるとおもいます。

6 番

書面は必要だと思います。それに付け加えて法廷での質問も両方必要だと思います。

司会者

その書面とは供述調書ということですか。

6 番

書面とは図面とかそういうもので、供述について調書と法廷で聞くのと両方が必要という意味ではありません。

裁判官

法廷での供述についても録画しているので、特に必要があれば評議室で見返すことができます。

司会者

法廷で話を聞いただけで、御自分の意見を固められましたか。

1 番

分かりにくい点があったので、後で評議室の方で裁判官にもいろいろ質問させていただきました。

2 番

法廷だけでよく分かりました。

3 番

どのくらいの刑が妥当なのか法廷では分からなかったですが、法廷で事件のイメージをつかむことは十分できました。

4 番

強盗致傷と強盗の違いがいまいち分かりにくかったです。事件のイメージもちょっと分かりにくいところがありました。評議室でいろんな事件を見たり、話を聞いたりして理解していきました。

5 番

法廷だけで分かりにくいところは、評議室で裁判官にホワイトボードに書いて説明してもらい、理解できました。

6 番

法廷で大体のイメージは持てましたが、評議室で他の人の意見を参考にして、事件の内容、悪質かどうかとか考えました。自分の意見を確定するためには、そこらへんの検討が必要でした。

7 番

事件のイメージは法廷で大体分かりましたが、意見交換して自分の意見が固まってくるという感じです。

司会者

これまでの点で検察官、弁護士から質問はありますか。

検察官

4 番、6 番の方は分かりにくい点があったり、検討が必要だったりということ

でした。どのようにしたら分かりやすかったと思われますか。

4 番

被告人，被害者やいろんな人の意見が食い違っていて，そういうところで話がぐちゃぐちゃになって，分かりにくくなってしまったのです。しかし，ホワイトボードを使って分かりやすく説明していただいて，表のようにしていただいたらよく分かったので，表のようにして，この時間にこういうことが起こりましたと分かりやすくしてもらったらいいと思います。

6 番

検察官の説明は分かりやすく，検察官側の言い分がほとんど通ったと思います。裁判員裁判なので，弁護士としたらもう少し心情に訴えるものがあれば少し変わってきたと思います。

弁護士

弁護士から冒頭陳述のときに資料の提出があったと思います。弁護士から裁判員の皆様にお渡しする資料は，どのような形式のものが分かりやすいと思われますか。例えば，要点のみ書いているものとか，プレゼンの内容を全部びっしり書いているものとかどうでしょうか。

1 番

色分けはなくて文章がびっしり書いてあったと思います。冒頭陳述が始まる前に目を通せたので分かりやすかったです。

2 番

弁護士からどういうものをもらったのかははっきり覚えていません。ただ，自分では意見を決めていました。

3 番

はっきりとは思い出せません。文書があって，情状を認めてください，刑を軽くしてくださいという文書だったと思います。

4 番

いろいろプリントがあって、難しい言葉はあまり書いてなくて、割と読みやすく、分かりやすく書いてあったと思います。それ以上のことは要らないのかなと思います。

5 番

文書ではなくて、フローチャートみたいなものにしてもらったら分かりやすいかなと思いました。

6 番

反省の弁を述べた文書があったのですが、本当に反省できているのかなという疑問を持ちました。

7 番

弁護人は、この事件は最初から自首ありきで書いてありましたが、裁判員は裁判には素人なので専門用語は詳しく説明してほしいと思いました。

司会者

評議についてです。話しやすい雰囲気でしたか。十分な議論ができましたか。

2 番

評議はすごく良かったです。裁判長も優しい感じで良かったです。十分意見を述べることができました。

3 番

2 番さんと同じです。最初緊張されている女性の裁判員の方がおられたのですが、発言するようになりました。全く悪いところはなかったです。

4 番

裁判官や裁判所のいろんな方から気を遣っていただいて、話しやすい雰囲気にしてくれて、すごく良かったです。

5 番

話しやすい雰囲気で良かったです。メンバー的にも意見を出す人が多く、議論

が深いところまでできました。

6 番

大変楽しい場でした。昼食中には、裁判官の趣味の話も伺いまして、和気あいあいと話を進めることができました。

7 番

裁判以外のことで和気あいあいでした。楽しい場でした。

1 番

最初は緊張していましたが、1 番さん、2 番さんどうですかと話を勧めてくれて、次第に話せるようになって、十分議論ができました。

司会者

証人や被告人の話の信用性を判断するのは難しかったですか。難しかったとすれば、その原因は何だと思えますか。

4 番

話を聞いていて、強盗致傷になるのか強盗になるのかという判断が難しかったです。強盗致傷と強盗の境が分かりにくかったです。

5 番

被害者と被告人が言っている内容が違っていて、目撃者など第三者もいなかったもので、どちらの言っていることが正しいのか判断が難しかったです。

6 番

5 番さんと同じです。窃盗から強盗になったのですが、ちょっとしたことで強盗になり、非常に怖いと思いました。

7 番

被告人の話の信用性について判断が難しかったです。被告人は、事件については反省すると話していました。しかし、被告人は、事件の発端となった隣の住人は一生許しませんと言うので、本当に反省しているのか判断が難しかったです。

1 番

傷害に当たるかどうかの判断が難しかったです。

2 番

話の内容はよく分かりましたが、信用性を判断するのはちょっと難しかったと思います。

3 番

被告人は罪を認めていたので、話の内容について難しいと思ったことはありませんでした。

司会者

評議の中で裁判員と裁判官との共同作業ができたと思いますか。裁判官が裁判員を誘導していると感じる場面はありましたか。

5 番

評議の中で共同作業はできたと思います。誘導は特には感じなかったですが、こういう犯罪にはこういう刑という資料は出されました。

裁判官

その資料は量刑検索システムの資料ですね。

6 番

評議室で裁判員の意見をよく聞いていただいて、一方的なことはなかったです。誘導もなかったです。

7 番

共同というか、私は素人で、勉強させていただいたと思っています。誘導は一切なかったです。

1 番

共同作業はできたと思います。誘導は全く感じませんでした。

2 番

共同作業が十分できたと思います。誘導はありませんでした。

3 番

内容については納得しています。誘導ということについては、裁判員は全く素人なので、ある程度教えてもらわないといけないと思います。無理にということではなかったと思います。

司会者

法の枠組みの中で判断しなければならないので、そのような土俵に乗るように裁判官は説明しなければいけないのです。しかし、土俵に乗ったところでは、対等に議論するということだと考えています。

3 番

議論は十分できたと思います。

4 番

共同作業ができました。誘導は一切ありませんでした。

司会者

守秘義務についてです。守秘義務についての説明は理解できましたか。裁判員裁判に参加してみて、守秘義務についてはどのように思われますか。

1 番

守秘義務は理解できました。徳島は田舎なので裁判に興味のない人がほとんどだと思いますが、口外することはよくないと思うので、守秘義務は必要だと思います。

2 番

説明はよく分かりました。守秘義務は当然のことだと思います。裁判員になって、すごく視野が広がって良かったと思います。

3 番

守秘義務の説明はよく分かりました。周りの人も守秘義務のことを理解しているので、裁判のことについて根掘り葉掘り聞かれることはありませんでした。ただ、守秘義務については、考えることがあります。裁判員裁判の判決が上級審で減刑されたり、違う判決が出たりすることがあります。その場

合，裁判員裁判でどういう議論があって，例えば死刑までいったのか，裁判員の気持ちが伝わらない，世間に見えてこないのが残念に思います。

4 番

守秘義務は理解できました。守秘義務はあった方がいいと思います。

5 番

守秘義務について，裁判長からしっかり説明され，分かりやすかったです。守秘義務は，被害者，被告人のためにあった方がいいと思います。

6 番

守秘義務は理解できました。周りからも理解されていると思います。職場に帰っても聞かれて困ることがなかったので，守秘義務は浸透していると思います。

7 番

説明は理解できました。世間一般に守秘義務は当たり前だと思っていると思います。

司会者

最後に検察官，弁護士，裁判官から一言お願いいたします。

検察官

皆様の御意見を伺って，反省すべきところは反省し，今後の裁判員裁判に活かし，改善していきたいと考えております。

弁護士

全体的に良かったという感想が多かったと思いますが，裁判員裁判がより良いものとなるように，今後とも研さんを続けていきたいと思います。

裁判官

裁判員経験者の方々から改めてお話しを伺うことができ良かったと思います。皆様の御苦勞や一生懸命やっていただいたことが伝わってきました。皆様の御努力で裁判員裁判が成り立っていると思いました。

司会者

本日、傍聴していただいた記者の皆さんから御質問をお願いしたいと思います。
まず幹事社の四国放送から代表質問をお願いします。

四国放送（代表質問）

今月の幹事社である四国放送の記者です。よろしくお願いします。

まず、裁判員を経験して良かった点、苦労した点、悩んだ点をお話してください。

1 番

良かった点は、初めての体験で、裁判のこと、手順、一連の流れがよく分かりました。勉強させていただいたという気持ちです。苦労した点や悩んだ点はなかったです。他の裁判員、裁判官ともに質問できる雰囲気だったので、家に持ち帰って悩んだりすることはありませんでした。

2 番

いろんな面で視野が広がりました。マスコミとかテレビで裁判の話が出ても関心を持てるようになりました。悩んだことは別にありません。裁判所まで遠かったのですが、家族の理解があって来ることができました。

3 番

良かった点は、一生で一回できるかということを経験させていただいたことです。それと会社の方で啓蒙活動をしてきた者としては、実体験できて、裁判員はこういうものだと言ができることです。苦労したこととしては、判決の量刑が正しかったのか、被告人がどういう生活を送っているか、裁判が終わった後も気になっています。

4 番

良かった点は、今までニュースで見ても人ごとということで興味がなかった事故や事件を、興味を持って見られるようになったことです。苦労した点は、家から裁判所まで遠かったことくらいです。

5 番

良かった点は、裁判のネガティブなイメージが消えて、ニュースを見るように

なったことです。苦労した点や悩んだ点は、みんなで話し合っただけで決めたことですが、判決の言渡しのときに被告人が震えていたことです。今でも印象に残っています。

6 番

テレビの中だけの非日常的なことと思っていた裁判を経験でき、判決を下して被告人が服役するということが、終わった後に非常に苦しむのかなと感じていました。しかし、自分一人で判決したのではなくてみんなで判決したということで、そういうことは感じませんでした。

7 番

執行猶予5年を言い渡したときに、苦しそうにしていた被告人がにこっとしたことを覚えています。苦しんだことはないのですが、強いて言えば、裁判所にはマイカーで来るしか方法がないのですが、裁判所に駐車場がないので、近くの駐車場を借りるのに余計に1,500円くらい掛かったことです。

四国放送

裁判員への選任から判決までの期間の長さについてはどう思いますか。

1 番

私の場合、5月末に裁判所に招集があつて、6月に裁判がありました。期間も4日間と短かったので、ストレスなく続けることができました。

2 番

裁判員に決まってから病気にならないように気を付けていました。孫二人の面倒を見ているのですが、嫁さんに仕事を休んでもらい、JRで絶対に遅れないようにと来た4日間でした。

3 番

3日間でしたが、長くは感じなかったです。選任から裁判まである程度時間をいただきましたので、その点は会社に説明できて良かったです。

4 番

選任から判決までの長さは妥当だったと思います。

5 番

金曜に裁判員に決定して、土日は仕事があって県外に出ないといけなくて、それから月曜日にまた徳島に来るということがありました。最初は4日で決まるものかなと思ったのですが、決まるものでした。

6 番

裁判員に選ばれるとは思っていなかったのですが、裁判は火曜日に休みがあり、その期間に気持ちの整理や調べ物をする事ができて、4日間真剣に取り組むことができました。

7 番

3人の中から私は最初補充裁判員に選ばれたのですが、初日に女性の裁判員の方がやめられて裁判員になりました。私は3日間でしたが、そんなに長くなく、良い協議ができたと思います。

四国放送

裁判員裁判を取材、報道するマスコミの姿勢をどう感じましたか。

1 番

あまりストレスは感じませんでした。

2 番

マスコミについては、特に感じていません。

3 番

ほとんど接点がありませんでしたので、特に感じたことはありません。

4 番

記者会見に出席しなかったことについて、公に出て行く勇気がないので申し訳ないと思っています。

5 番

接点は特にありませんでした。

6 番

接点はありませんでした。

7 番

接点ゼロです。最後の記者会見依頼のときも全員お断りしたような状態ですみませんでした。

四国放送

現行の裁判員制度について、改善したらよいと感じることがあればお話しください。

1 番

私の職場は特別休暇をもらえて、休むことに支障がなかったのですが、長い期間ならどうだろうとか、殺人事件などの裁判ならどうだろうとかとは思いました。

2 番

普通の人が裁判員になって裁判に参加することはすごく良いことと思います。

3 番

守秘義務のところでも申し上げましたが、世間一般で情報共有できないものかと思っています。

4 番

担当した事件はあまり悲惨な事件でなかったのですが、悲惨な事件とか悲惨な現場写真とか、そういう事件であったとしたら、どういうふうに対応していくのかとは感じました。

5 番

裁判員をやって良かったと言っても、一般には裁判を難しいと思っている人が多く、裁判に良いイメージを持っている人は少ないと思います。裁判員裁判を浸透していくようにしないと、裁判員をやりたいという人が増えていくことは難しいと思います。

6 番

裁判員裁判を経験して良かったと思っています。しかし、仕事を休まないといけないうし、経験して良かったといっても、子どもの仕事体験と同じようにはいかなないので、裁判員が参加して大きく変わるような事件について裁判員裁判をやればいいと思います。凶悪事件とか、裁判員裁判をやるべき事件の見極めはつくと思います。

7 番

裁判員を経験して大変良かったと思いますが、6番さんの意見は貴重で賛同するところがあります。裁判員裁判には経費が掛かりますし、経費は国の税金で私たちが支払っていますので、裁判員裁判にする裁判を選んでやった方が無駄を省くという観点からは良いと思います。

徳島新聞社

裁判員の選任手続の当日から裁判員裁判が始まるのと、選任手続の日から日にちが空いて裁判が始まるのとではどう思いますか。また、裁判員の心構えについてはどうですか。

1 番

裁判員に選ばれるとは思ってなかったのですが、選ばれて職場の夜勤のシフトを変えてもらったりする必要があったので、期間が空いていて良かったです。心構えについては、不安が多かったのですが、悩んでも仕方ないことで、結局、良い勉強になったし、分からないこととかは他の裁判員や裁判官に聞いたらいいので、気持ちだけ強く持っていただければいいと思います。

2 番

風邪など病気にならないようにと思っていました。まっすぐな考えでいこうと思っていました。

3 番

選任から時間が空いていたので、会社に説明できて良かったです。裁判員の年齢とか、きれいに振り分けられていたので、びっくりしました。

4 番

選任からすぐに裁判ではなかったので、気持ちの整理ができて良かったと思います。

5 番

選ばれてから裁判まで2日空いていたのですが、2日だと短いと感じる人もいます。

6 番

会社への説明や仕事のやりくりがあるので、土日とかその程度の期間を空けることが必要だと思います。

7 番

私は自営業なので仕事を若い人に頼むことだけだったのですが、裁判所から手紙が来て、親に何をしたのかと怒られました。

司会者

7人の裁判員経験者の皆様には、本日は、大変お忙しい中、わざわざ裁判所にお越しいただき、率直な御意見を述べていただき、ありがとうございました。今後の裁判員裁判の運営に活かしていきたいと考えています。

裁判官と一般市民である裁判員の皆さんとが、様々な角度から意見を交換することによって結論に至るといふ、裁判員裁判の制度は素晴らしいものだと思います。裁判員裁判以前の裁判の結論がずれていたとは思いませんが、市民の中に基盤を持っていたとは言えません。裁判官と裁判員の皆さんが様々な意見を交換した結果としての判決は、市民感覚に根ざした安定感や深みのあるものになっていると思っています。裁判員裁判の運用がより改善され、制度の理念に沿ったものになることを願っています。今後とも裁判員裁判をよろしく願います。